

第2期 松阪市子ども・子育て支援 事業計画

概要版



令和2年3月
松阪市



1 計画策定の背景と趣旨

現在、我が国ではますます少子高齢化が進み、働き方改革の推進や令和元年10月からは幼児教育・保育の無償化が始まるなど、子ども・子育てを取り巻く環境は変化しています。

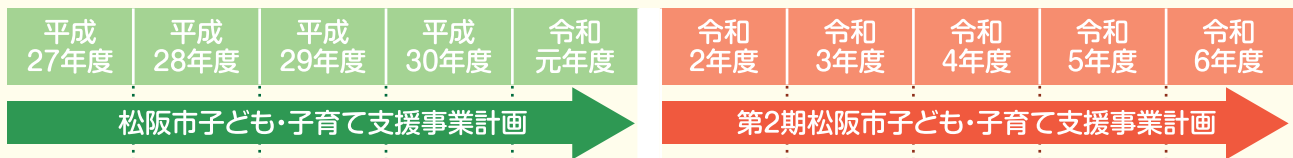
本市においても少子化が年々進んでいますが、様々な家庭のニーズに応じた保育サービスの充実や、子育ての不安を軽減し、子育ての楽しさを実感することができるよう、子育て世代包括支援センターを中核とした相談体制や情報提供などの子育て支援機能の充実、こども医療費の助成、安全な通学路を確保するための通学路対策事業など、様々な取組みを進めてきました。

しかし、女性の社会進出に伴う低年齢時からの保育需要の高まり、世帯規模の縮小や地域のつながりの希薄化による子育て不安を持つ保護者の増加、今後もますます進むであろう少子化など、子育てをめぐる環境の変化に対応していくことが求められています。

このような状況を踏まえ、教育・保育事業の量と質及び子育て支援施策の充実を重要な視点とするとともに、市の子どもたちとその親が幸せに住み続けることができるよう、「第2期松阪市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

2 計画期間

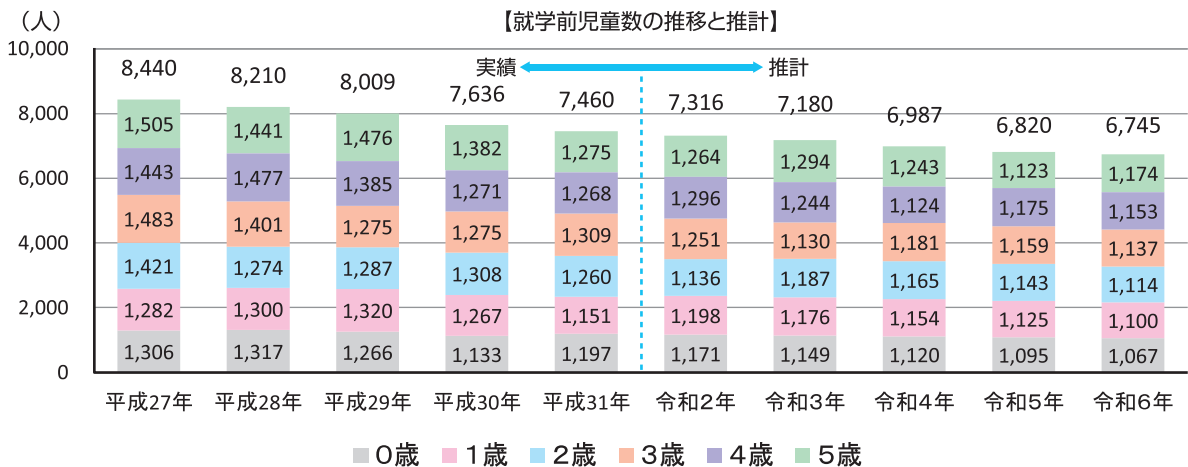
本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年において計画の見直しを行うものとします。



3 子どもと家庭を取り巻く環境の状況

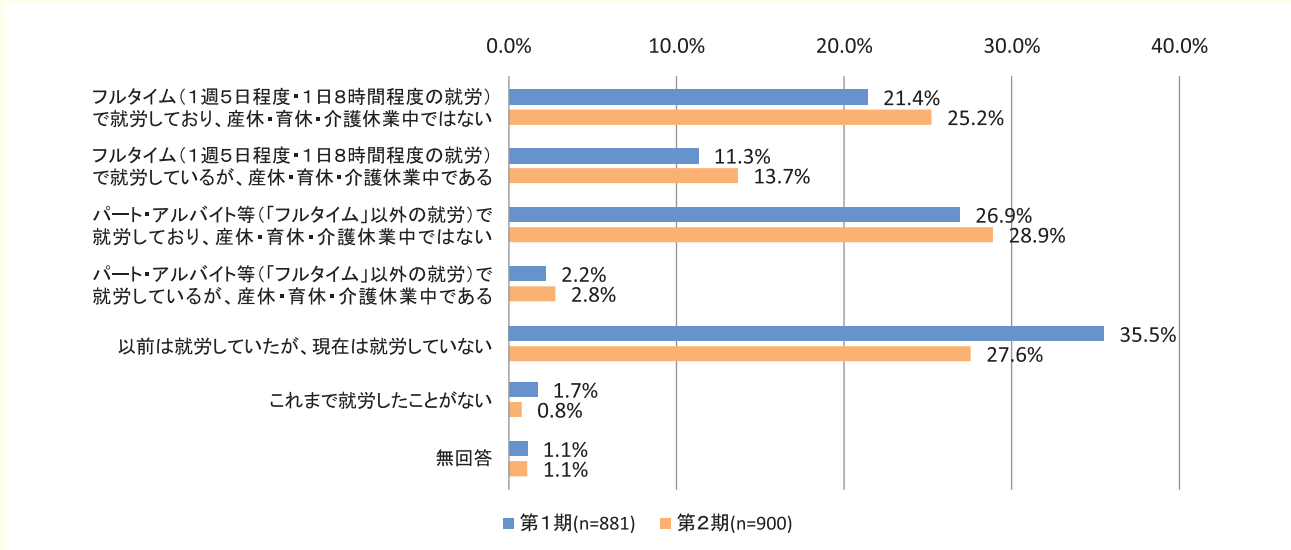
1 就学前児童数の推移と推計

就学前児童数の推移と推計をみると、減少傾向で推移しており、平成31年では7,460人と、平成27年から980人減少しています。推計では、今後も就学前児童数は減少し、計画最終年度の令和6年には6,745人まで減少することが見込まれます。



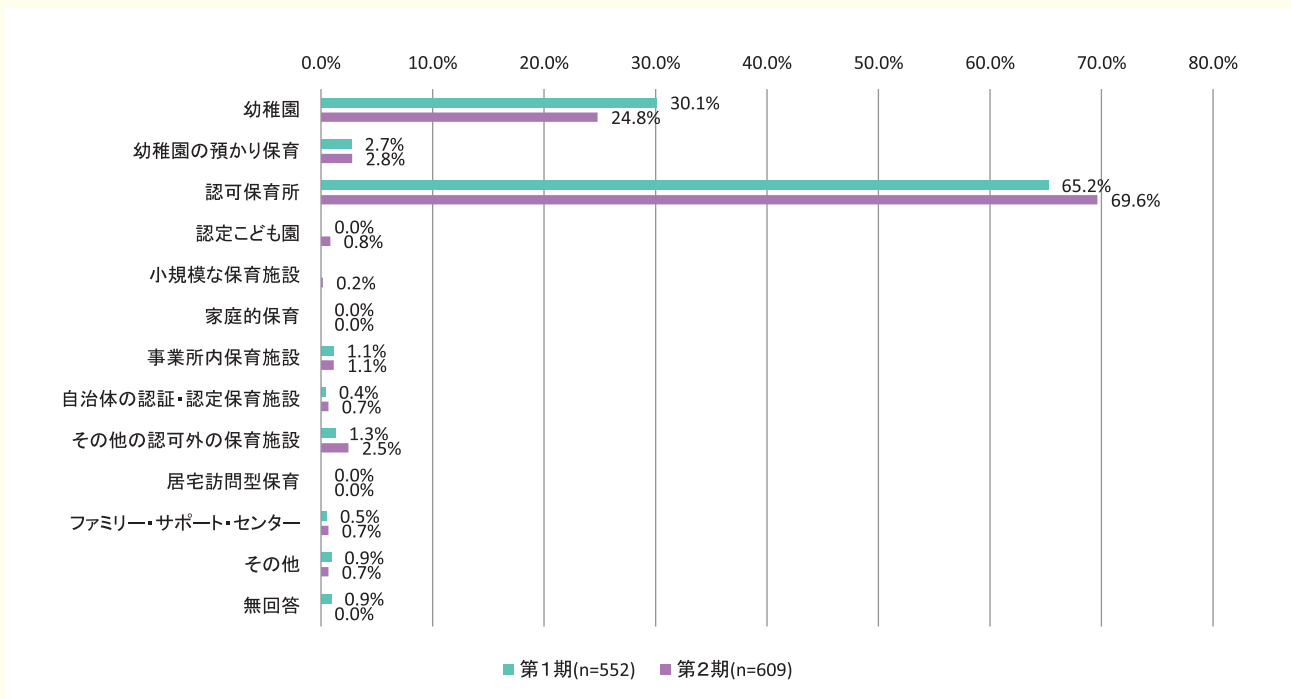
2 母親の就労状況（就学前）

就学前児童をもつ母親について、フルタイム・パートをあわせた“働いている”でみると、第1期の割合が61.8%、第2期の割合が70.6%となっており、第1期よりも母親の“働いている”割合が高くなっています。近年、全国的に女性の就労意欲は高まっております、本市においてもこのような傾向がアンケート結果からわかります。



3 平日の定期的な教育・保育の利用状況（就学前）

就学前児童をもつ保護者について、平日の定期的な教育・保育の利用状況をみると、第1期と比較すると「認可保育所」の割合が高くなっている一方、「幼稚園」の割合が低くなっています。今後は、女性の社会進出に伴う低年齢時からの保育需要の高まりや幼児教育・保育の無償化などの影響から、さらに保育サービスの需要が高まると考えられます。



4 計画の体系図

本計画では、「子どもの育ちの視点」・「親自身の育ちの視点」・「地域での支え合いの視点」の3つの基本的な視点のもと、第1期松阪市子ども・子育て支援事業計画の基本理念を継承し、地域が一体となって子どもたちがいつまでも幸せに暮らすことができるまちづくりが実現できるよう、「子どもと家庭を地域で支え、育むまち・松阪」を基本理念とし、子ども・子育て支援施策を推進します。

基本
理念

子どもと家庭を地域で支え、育むまち・松阪

視点

子どもの育ちの視点

親自身の育ちの視点

地域での支え合いの視点

基本目標

施策の方向

基本
目標
①

家庭における子育て・
親育ちへの支援

- ① 多様で弾力的な保育サービスの充実
- ② 子育てに関する相談・支援体制の充実
- ③ 子育てしやすい就労環境づくり
- ④ 特に支援を必要とする児童等への対策

基本
目標
②

子どもの健やかな成長支援

- ① 母と子の健康づくりの支援
- ② 子どもの医療対策の充実
- ③ 子育て家庭への経済的支援の推進

基本
目標
③

子どもの生きる力の育成

- ① 子どもの豊かな個性を育む教育の推進
- ② 子どものための相談・支援体制の整備
- ③ 次代の親の育成

基本
目標
④

子どもが元気で
のびのび育つ地域づくり

- ① 地域の子育て支援体制の充実
- ② 子育てしやすい生活環境づくり
- ③ 子どもの安全の確保



5 計画の基本目標

本市の基本理念を実現するために、次の4項目を基本目標とし、総合的に施策を推進します。※全112事業(再掲含む)

基本目標 ① 家庭における子育て・親育ちへの支援

施策の方向1 多様で弾力的な保育サービスの充実

- ショートステイ事業 ● 延長保育事業 ● 休日保育事業 ● 一時預かり事業
- 幼稚園教育時間終了後の預かり保育 ● 幼保一体化への対応 ● 病児・病後児保育事業 ● 保育士修学支援事業

施策の方向2 子育てに関する相談・支援体制の充実

- 子育て世代包括支援センター【利用者支援事業(母子保健型)】 ● 母子家庭訪問【乳児家庭全戸訪問事業】
- 母子健康相談(妊産婦・乳幼児) ● 児童虐待防止市町村ネットワーク事業 ● 養育支援訪問事業
- 家庭児童相談事業 ● 育ちサポート推進事業 ● 子育て支援センター事業 ● 子育て講演会等
- 放課後児童支援員等研修事業

施策の方向3 子育てしやすい就労環境づくり

- 保育サービスに係る情報提供 ● ファミリーサポートセンター事業 ● 育児休業取得の推進 ● 労働時間の短縮
- 男女共同参画意識の啓発

施策の方向4 特に支援を必要とする児童等への対策

- 母子健康相談(幼児相談・ことばの相談) ● 産後ケア事業 ● 育ちサポート推進事業(再掲)
- 児童発達支援地域スクール事業 ● 障がい福祉サービス ● 地域生活支援事業 ● 児童発達支援
- 放課後等デイサービス ● 特別児童扶養手当 ● 障害児福祉手当 ● 障がい者医療費助成 ● 特別支援教育推進事業

基本目標 ② 子どもの健やかな成長支援

施策の方向1 母と子の健康づくりの支援

- 母子健康手帳交付 ● 母子家庭訪問(妊産婦・乳幼児・学童) ● 母子健康相談(妊産婦・乳幼児)(再掲)
- 妊婦一般健康診査 ● 妊婦歯科健康診査 ● 産婦健康診査 ● 乳児健康診査(4か月児・10か月児)
- 幼児健康診査(1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査) ● 幼児健診事後フォロー教室 ● 母子健康教育(妊産婦)
- 母子健康教育(乳幼児・学童) ● 子育てアプリ(まっプリ) ● 予防接種事業 ● フッ化物洗口事業
- 中学生ピロリ菌検査事業 ● 「食育」推進事業 ● 就学時健康診断事業

施策の方向2 子どもの医療対策の充実

- 休日夜間応急診療所 ● こども医療費助成

施策の方向3 子育て家庭への経済的支援の推進

- 児童手当 ● 児童扶養手当 ● 自立支援教育訓練給付金 ● 高等職業訓練促進給付金
- ファミリーサポートセンター利用支援補助金 ● 母子父子寡婦福祉資金貸付 ● 入院助産制度
- こども医療費助成(再掲) ● 一人親家庭等医療費助成 ● 生活困窮世帯学習支援事業「学習室」 ● 就学援助費
- 松阪市原田二郎奨学金制度

基本目標 ③ 子どもの生きる力の育成

施策の方向1 子どもの豊かな個性を育む教育の推進

- 青少年健全育成事業 ● 放課後子ども教室推進事業 ● 青少年センター運営事業 ● 生涯学習振興事業
- ブックスタート事業 ● 人権教育ネットワーク推進事業 ● 外国人児童生徒受入促進事業
- 郷土の偉人に学ぶ教育推進事業 ● 学力向上推進事業 ● 英語コミュニケーション力向上推進事業
- 特色ある学校づくり推進事業 ● 教職員研修事業 ● 学校や地域社会での子どもたちの文化活動鑑賞機会の充実
- 学校教育活動支援員活用事業(内、「部活動の専門的な指導」) ● スポーツ少年団補助金
- 総合型地域スポーツクラブ推進事業補助金 ● スポーツ少年大会等補助金 ● 育ちサポート推進事業(再掲)
- 生活困窮世帯学習支援事業「学習室」(再掲)

施策の方向2 子どものための相談・支援体制の整備

- スクールカウンセラー配置事業(県教委) ● スクールソーシャルワーカー活用事業(県教委)
- いじめ等対策事業 ● 教育相談事業

施策の方向3 次代の親の育成

- 地域の教育力活用推進事業

基本目標 ④ 子どもが元気でのびのび育つ地域づくり

施策の方向1 地域の子育て支援体制の充実

- ファミリーサポートセンター事業(再掲) ● 児童センター事業 ● 子育て支援センター事業(再掲)
- 放課後子ども教室推進事業(再掲) ● 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
- 生活困窮世帯学習支援事業「学習室」(再掲)

施策の方向2 子育てしやすい生活環境づくり

- 道路整備単独事業 ● 公共施設のバリアフリー化推進事業 ● 総合運動公園建設事業 ● 民間宅地開発事業
- バリアフリーのまちづくり活動事業 ● 都市公園維持管理事業 ● 三世代同居・近居支援補助金

施策の方向3 子どもの安全の確保

- 非構造部材の耐震化対策 ● 安全・安心まちづくりの推進 ● 交通安全街頭指導 ● 通学路対策事業
- 交通安全対策施設整備事業・道路事故対策白線等整備事業 ● 交通安全教室 ● 防災啓発事業
- 防災訓練事業 ● 避難行動要支援者対策



6 事業計画 ～サービスの見込み量と確保方策～

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

教育・保育提供区域ごとに定める必要利用定員総数が、今後の施設・事業整備量の指標となることや、今後の子どもの数の増減を踏まえて、地域のきめ細かい教育・保育ニーズに対応していくには広域での調整を図っていくことが求められることから、本市では、教育・保育事業については中学校区単位、地域子ども・子育て支援事業については市内全域を圏域としてとらえ、教育・保育提供区域の基本とします。

教育・保育事業	区域設定	考え方
1号認定（3～5歳）幼稚園／認定こども園	中学校区	地域のきめ細かい教育・保育ニーズに対応していくため、中学校区単位とする。
2号認定（3～5歳）保育園／認定こども園		
3号認定（0～2歳）保育園／認定こども園		
地域子ども・子育て支援事業	区域設定	考え方
① 延長保育事業	市内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、市内全域とする。
② 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）		
③ 子育て短期支援事業（ショートステイ）		
④ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）		
⑤ 一時預かり事業		
⑥ 病児・病後児保育事業		
⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）		
⑧ 利用者支援事業（子育て世代包括支援センター）		
⑨ 妊婦一般健康診査		
⑩ 乳児家庭全戸訪問事業		
⑪ 養育支援訪問事業		



2 教育・保育事業の量の見込みと確保の方策（幼稚園・保育園・認定こども園等）

幼稚園及び保育園において、一部の中学校区で提供量が不足する見込みですが、他の中学校区の園の利用により、市全体としては、提供量が確保できる見込みです。

令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化及び母親の就労意向等の影響により、今後も一定のニーズが見込まれるため、保育士等の人材の確保に努め、サービスの提供体制の確保に努めます。

また、令和2年度より、飯南中学校区の「飯南ひまわり保育園」、「飯南たんぼぼ保育園」と飯高中学校区の「やまなみ保育園」の3保育園が保育所型認定こども園に移行します。

提供体制（市全体 1号認定） 幼稚園・認定こども園（3～5歳）

区域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全体	① ニーズ量 (1号認定(2号認定相当を含む))	1,185人	1,150人	1,120人	1,087人	1,051人
	実施箇所数	23か所	23か所	23か所	23か所	23か所
	② 確保方策	2,063人	2,063人	2,063人	2,063人	2,063人
	過不足(②-①)	878人	913人	943人	976人	1,012人

提供体制（市全体 2号認定・3号認定） 保育園・認定こども園

区域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
市全体	① ニーズ量(2号認定)(3～5歳)	2,494人	2,454人	2,426人	2,401人	2,382人	
	① ニーズ量 (3号認定) (0～2歳)	0歳	189人	180人	176人	169人	163人
		1・2歳	1,309人	1,288人	1,267人	1,245人	1,224人
	実施箇所数	36か所	36か所	36か所	36か所	36か所	
	② 確保方策	3～5歳	3,078人	3,110人	3,110人	3,110人	3,110人
		0歳	322人	358人	358人	358人	358人
		1・2歳	1,544人	1,581人	1,581人	1,581人	1,581人
	保育利用率 (0～2歳)	0歳	27.5%	31.2%	32.0%	32.7%	33.6%
		1・2歳	66.2%	66.9%	68.2%	69.7%	71.4%
	過不足 (②-①)	3～5歳	584人	656人	684人	709人	728人
		0歳	133人	178人	182人	189人	195人
		1・2歳	235人	293人	314人	336人	357人

※保育利用率とは、3号に該当する子どもに占める保育の利用定員数の割合。



3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

事業名	ニーズ量 確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 延長保育事業	ニーズ量	460人	450人	441人	433人	424人
	実施箇所数	17か所	17か所	17か所	17か所	17か所
	確保方策	460人	450人	441人	433人	424人
2 放課後児童 健全育成事業 (放課後児童クラブ)	ニーズ量	1,073人	1,045人	1,018人	992人	966人
	実施箇所数	36か所	36か所	36か所	36か所	36か所
	確保方策	1,780人	1,780人	1,780人	1,780人	1,780人
3 子育て 短期支援事業 (ショートステイ)	ニーズ量	8人	7人	7人	7人	6人
	実施箇所数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
	確保方策	8人	7人	7人	7人	6人
4 地域子育て 支援拠点事業 (子育て支援センター)	ニーズ量	25,858人	25,470人	25,088人	24,712人	24,341人
	実施箇所数	13か所	13か所	13か所	13か所	13か所
	確保方策	25,858人	25,470人	25,088人	24,712人	24,341人
5 一時預かり事業 (幼稚園)	ニーズ量	23,033人	22,803人	22,575人	22,349人	22,126人
	確保方策	50,919人	50,919人	50,919人	50,919人	50,919人
一時預かり事業 (幼稚園以外)	ニーズ量	1,332人	1,220人	1,124人	1,042人	971人
	確保方策	2,696人	2,696人	2,696人	2,696人	2,696人
6 病児・病後 児保育事業	ニーズ量	477人	468人	458人	449人	440人
	実施箇所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	確保方策	499人	499人	499人	499人	499人



事業名	ニーズ量 確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
7 子育て 援助活動支援事業 (ファミリーサポートセンター)	ニーズ量	1,724人	1,552人	1,397人	1,257人	1,131人
	確保方策	2,932人	2,932人	2,932人	2,932人	2,932人
8 利用者支援事業 (子育て世代 包括支援センター)	ニーズ量	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	確保方策	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
9 妊婦一般健康診査	ニーズ量	1,175人	1,163人	1,152人	1,140人	1,129人
	確保方策	1,175人	1,163人	1,152人	1,140人	1,129人
10 乳児家庭 全戸訪問事業	ニーズ量	1,180人	1,168人	1,157人	1,145人	1,134人
	確保方策	1,180人	1,168人	1,157人	1,145人	1,134人
11 養育支援訪問事業	ニーズ量	695人	674人	653人	634人	615人
	確保方策	695人	674人	653人	634人	615人
12 実費徴収に係る 補足給付を行う事業	<p>【今後の方向性】</p> <p>副食材料費については、幼児教育・保育の無償化に伴い補助事業を実施しました。それ以外の事業の実施については、国や県、近隣市町の動向を踏まえ、市民ニーズを把握しながら検討します。</p>					
13 多様な事業者の 参入促進・ 能力活用事業	<p>【今後の方向性】</p> <p>今後、新規事業者の参入があった場合には、事業の導入について検討します。</p>					



7 計画の推進にあたって

本計画では計画の推進にあたって、教育・保育の質の確保へ向けた取組み、国際化の進展に伴う幼児への支援・配慮などについて推進するとともに計画の適切な進行管理に努めます。

◆ 教育・保育の質の確保へ向けた取組み

(1) 教育・保育の質の向上

幼稚園・保育園・認定こども園等において、一人ひとりの子どもの発達に必要な経験を見通した教育・保育の内容と環境の充実に努めます。

(2) 幼稚園教諭・保育士等の資質の向上

幼稚園教諭、保育士、保育教諭の合同研修を行うなど、情報や共通の課題を共有するとともに、幼稚園・保育園・認定こども園等それぞれの教育・保育の特徴を把握しつつ、職務能力の向上を図る取組みを推進します。

(3) 就学前教育・保育から小学校教育への円滑な接続の推進

幼稚園・保育園・認定こども園・小学校・中学校が互いに教育の方向性を共有して、育ちと学びの連続性を見通した教育内容の充実に努めていきます。

◆ 国際化の進展に伴う幼児への支援・配慮

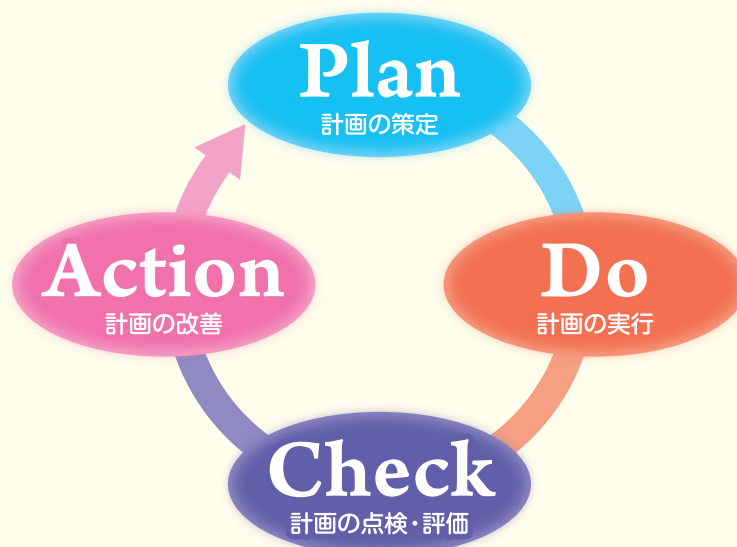
子どもの環境を取り巻く国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、外国から帰国した幼児や外国人幼児などが円滑な教育・保育等の利用ができるよう、必要な支援を図ります。

◆ 計画の進行管理

計画の適切な進行管理を進めるために、「松阪市子ども・子育て会議」にて、施策の実施状況について点検・評価します。

また、子どもの人口の推移や子ども・子育て支援事業に関するニーズの変化、事業の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて量の見込みと確保方策等について見直しを行います。

計画におけるPDCAサイクル





第2期松阪市子ども・子育て支援事業計画 概要版

発行年月:令和2年3月

企画・編集:松阪市健康福祉部こども局こども支援課

〒515-8515 松阪市殿町1340番地1

Tel:0598-53-4081 Fax:0598-26-9113

